

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四国中央市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイル取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

四国中央市長

公表日

令和3年9月1日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	個人住民税に関する事務								
②事務の内容	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に基づく以下の事務 1. 個人住民税の賦課及び減免に関する事務 2. 個人住民税の徴収及び滞納に関する事務 3. 納税者及び特別徴収事業者からの各種申告資料の受領 4. 他市町村在住の配偶者・被扶養者情報及び所得情報の提供及び移転								
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 1万人以上10万人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満		
<選択肢>									
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
①システムの名称	個人住民税システム								
②システムの機能	1. 課税対象者管理機能 課税権のある住民に関する情報の管理 2. 当初課税資料管理機能 給与支払報告書や確定申告書等の当初賦課資料の個人特定及び管理 3. 課税情報管理機能 当初賦課資料より賦課した所得・控除・税額等の情報管理 4. 期割情報管理機能 個人住民税の徴収方法や納期・納期毎の税額情報の管理 5. 扶養情報管理機能 当初賦課資料等から把握できる扶養関係情報の管理 6. 通知書等発行機能 納税通知書及び課税明細書の発行 7. 証明書発行機能 所得証明書・課税・非課税証明書の発行 8. 他団体への通知機能 他団体宛てに地方税法294条第3項通知や税務署連絡せん等の通知書発行								
③他のシステムとの接続	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 ()
[] 情報提供ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 ()								
システム2									
①システムの名称	国税連携システム								
②システムの機能	所得税確定申告書等に係るデータ(国税連携データ)を、国税庁から一般社団法人地方税電子化協議会を経由して各地方公共団体へ送信する。受信データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード、団体間回送等行う。 1. 確定申告データ(e-TAXデータ、KSKデータ)ダウンロード機能 2. 確定申告イメージデータ(KSKイメージデータ)ダウンロード機能 3. 確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換機能 4. 団体間回送機能 5. 法定調書データの検索、印刷、ダウンロード機能 6. 地方税第294条第3項通知								
③他のシステムとの接続	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 ()
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 ()								
システム3									

①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	<p>地方税における電子申告、電子申請・届出に係るデータを、一般社団法人地方税電子化協議会からeLTAXを通じて各地方公共団体へ送信する。受信データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード等を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 給与支払報告書や公的年金等支払報告書の受信、閲覧、印刷、ダウンロード機能 2. 各種申請、届出書(異動届出書、法人、償却関係)の審査、照会、閲覧、印刷、ダウンロード機能 3. 特別徴収税額通知データの送信機能 4. 申告データ審査、照会機能
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム4	
①システムの名称	収納消込システム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消込処理機能: 納付書、口座振替データをもとにした一括処理での消込の処理 2. 収納状況照会機能: 各賦課データ毎の納付状況の照会 3. 還付充当処理機能: 納付による過誤納が発生した場合にその還付、充当の処理 4. 納税証明書発行機能: 納付状況に基づき納税証明書等の証明書発行 5. 再発行納付書発行機能: 窓口での支払いのため、再発行納付書の発行 6. 決算処理機能: 年度末での決算に伴い、滞納繰越処理等や統計資料の作成
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム5	
①システムの名称	滞納管理システム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交渉記録機能: 対象者との電話や訪問などによる対応内容の記録 2. 照会文書発行機能: 照会機関に対し、対象者の財産・居住状況などの照会文書の発行 3. 収納状況照会機能: 各賦課データ毎の納付状況の照会 4. 分納誓約処理機能: 分割納付の計画・実施状況の管理 5. 滞納処分処理機能: 財産の滞納処分事務処理 6. 納付書発行機能: 分納・充当のための納付書の発行
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム6	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中間サーバー連携機能 中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報等を通知する。 2. 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。 3. 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する。 4. 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号、団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報を通知する。

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 （ 中間サーバー、各業務システム ）
システム7	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領を行う。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び特定個人情報（連携対象）の提供を行う。 4. 既存システム接続機能 中間サーバー、既存住基システム及び団体内統合宛名との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）副本として、保持・管理する。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 特定個人情報（連携対象）の暗号化及び復号等を管理する。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れの削除を行う。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 （ 団体内統合宛名システム ）
システム8	
①システムの名称	申告受付システム
②システムの機能	確定申告及び住民税の申告書の作成を支援するためのシステム 1. 前年度のデータ引継ぎ 2. 課税資料の取込、連携 3. 扶養情報との連携 4. 各種申告書等の印刷
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 （ ）

3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1 16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2（別表第2における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項） （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第2省令」という。）における情報提供の根拠） 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 （別表第2における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの（27の項） （別表第2省令における情報照会の根拠） 第20条
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部 税務課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	
-	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市内及び市外在住の課税対象者、市外在住の被扶養者
その必要性	課税資料をもとにした適切な課税を目的としているため、その目的達成のために報告書等に記載されている特定個人情報を保有
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号: 対象者の正確な特定、及び提出された資料に記載された情報保有 ・4情報: 個人特定時の真正性確認のため ・連絡先: 対象者が特定できなかった場合の連絡先として保有 ・国税関係情報、地方税関係情報: 賦課実施のための根拠 ・生活保護関係情報、障害者関係情報: 適正な賦課実施のための判断情報として保有 ・年金特徴関係情報: 年金特徴を行うかの判定や年金特徴の天引き判定するために保有 ・その他識別情報(内部番号): 対象者への通知及び通知内容の確認・問合せのための番号
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	財務部 税務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民窓口センター、生活福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、年金事務所) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (各給与取扱法人等) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	適正かつ公平な賦課及び収納の実現のための正確かつ効率的な資料や情報の管理	
④使用の主体	使用部署	財務部 税務課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
⑤使用方法	<p>1. 賦課決定に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> 提出された資料を個人特定し、対象者毎に資料を一本化する。 記載された所得・控除等情報から住民税額を算出し、当年度の賦課決定を行う。 生活保護対象者や障害者である場合には、必要に応じて控除額の変更や非課税判定を行う。 <p>2. 扶養調査に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> 提出された資料に記載されている扶養者の情報をもとに、重複扶養や誤った扶養控除申請がないかの調査を行う。 未申告の対象かどうかの判断において、他対象者に扶養されているかどうかの確認を行う。 <p>3. 徴収方法判断に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> 給与支払報告書の提出有無や確定申告書の記載内容をもとに、賦課決定した住民税の徴収方法を判断する。 前年の賦課状況を参照し、必要に応じて当年度の徴収方法の変更を実施する。 	
情報の突合	(1) 申告資料に記載された国税関係情報、地方税関係情報から賦課決定等を行う【上記1、2、3】 (2) 障害者関係情報と申告情報を突合して、賦課の決定を行う【上記1】 (3) 生活保護関係情報と申告情報を突合して、賦課の決定を行う【上記1】	
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1	資料のデータ化代行	
①委託内容	紙資料をデータ化する作業の代行	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社フロントエンド	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2	個人住民税(収納管理、滞納整理、申告受付、団体内統合宛名システムを含む。)システムの運用保守業務	
①委託内容	システムにおける障害対応やレベルアップ作業の実施	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	トーヨデンサン株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3	国税連携及びeLTAXシステムの運用保守業務	
①委託内容	通常のシステム稼働時における障害対応やレベルアップ作業の実施	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社インテック	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (63) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている (15) 件 [] 行っていない
提供先1	別表第2の第1欄に掲げる者(別紙1)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2
②提供先における用途	別表第2の第2欄に掲げる事務
③提供する情報	地方税法関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	申請を受けた都度
提供先2	日本年金機構
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	年金特徴回付情報に個人情報が付与されるため、その個人番号を利用して個人の特定を行う。
③提供する情報	年金特別徴収情報(依頼情報・天引結果情報・中止情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	年金特別徴収の候補者として送られてきた対象者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (eL TAX)
⑦時期・頻度	毎月1回(随時)
提供先3	国税庁
①法令上の根拠	番号法第19条第9号
②提供先における用途	扶養是正等が発生した際に作成する税務署連絡せんに記載された個人番号を基に個人の特定を行う。
③提供する情報	住民記録情報等
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	扶養是正等が発生した対象者

⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (国税連携システム)
⑦時期・頻度	毎月1回(随時)
提供先4	給与特別徴収義務者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	特別徴収税額通知書に記載された個人番号を基に個人の特定を行う。
③提供する情報	給与特別徴収税額等
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収対象の給与所得者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (eLTAx)
⑦時期・頻度	年次(5月)、変更分毎月2回
移転先1	番号法別表第1の左欄に掲げる者(別紙2)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1
②移転先における用途	別表第1の右欄に掲げる事務
③移転する情報	地方税法関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	随時
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。 サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。
7. 備考	
-	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

個人住民税情報ファイル

1. 宛名番号 2. 依頼周期 3. 異動事由補足 4. エラー区分 5. エラー詳細コード 6. エラー内容 7. 延滞金 8. 延滞金から延滞金 9. 延滞金から収納額 10. 延滞金から督促料 11. 乙欄区分 12. 科目グループコード 13. 科目コード 14. 科目詳細コード 15. 課標_山林 16. 課標_上場株式 17. 課標_退職 18. 課標_未公開株式 19. 介護保険資格 20. 会計年度 21. 会計年度延滞金 22. 会計年度督促手数料 23. 外国人 24. 各種金額1 25. 各種金額2 26. 各種金額欄(金額1) 27. 各種区分コード 28. 各種情報4 29. 各種年月日 30. 株式譲渡繰越損失 31. 還付加算金 32. 還付申告区分 33. 関連番号 34. 寄附金(ふるさと納税) 35. 寄附金(共同募金 36. 寄附金(都道府県条例指定) 37. 寄附金控除(税額控除) 38. 寄附金税額控除 39. 期割団体コード 40. 記載順位 41. 給与(特定控除) 42. 給与収入(一般) 43. 給与収入(専従) 44. 給与収入一般 45. 給与収入専従 46. 給与所得 47. 給与特定控除 48. 強制課税区分 49. 強制親区分 50. 金額予備8 51. 金額予備項目11 52. 金額予備項目12 53. 金額予備項目14 54. 金額予備項目15 55. 計算値_控除額合計 56. 計算値_合計所得金額 57. 計算値_所得税額 58. 計算値_特別減税額 59. 計算値_配当控除 60. 警告エラー無視サイン 61. 決算区分 62. 県_外国税額控除 63. 県_寄附金 64. 県_減免額(均等割) 65. 県_住宅取得控除 66. 県_総合 67. 県_調整額 68. 県_調整控除額 69. 県_長期居住 70. 県_長期優良 71. 県_肉用牛 72. 減免区分 73. 源泉徴収税額 74. 源泉徴収税額計算値 75. 源泉徴収税額内未納 76. 現存区分 77. 個人番号 78. 後期高齢資格 79. 公的年金収入 80. 口座登録連番 81. 控除_基礎 82. 控除_寄附金 83. 控除_雑損 84. 控除_社会保険料 85. 控除_住宅取得特別 86. 控除_小規模企業共済等掛金 87. 控除_障害(扶養控除内数) 88. 控除_生保 89. 控除_生命保険料 90. 控除_損害保険料 91. 控除_損保 92. 控除_配偶者 93. 控除_配偶者特別 94. 控除_扶養 95. 控除_扶養障害 96. 控除対象配偶者あり 97. 控除対象配偶者あり(老人) 98. 控除配老人 99. 更新時間 100. 更新職員宛名番号 101. 更新職員個人番号 102. 更新端末番号 103. 更新日 104. 行政区コード 105. 合計所得金額 106. 合算区分 107. 国税連携区分 108. 国保_繰越損失 109. 国保_繰越損失軽減用 110. 国保資格 111. 国民年金番号 112. 国民年金保険料等 113. 差引年税額 114. 歳出還付区分 115. 災害者 116. 作成日 117. 作成年月日 118. 冊号 119. 雑 120. 雑損失の金額 121. 算定団体コー 122. 算定団体コード 123. 算入強制区分 124. 市_事業雑 125. 市_上場株式 126. 市_税源移税額控除 127. 市_退職 128. 市_端数 129. 市_調整控除額 130. 市_定率控除額 131. 市_未公開株式 132. 市_老年者経過 133. 市町村コード 134. 指定番号 135. 支所コード 136. 死亡退職 137. 氏名カナ 138. 氏名漢字 139. 資料に記載された個人番号 140. 資料番号 141. 手入力区分 142. 受給者番号 143. 収入_一時 144. 収入_営業(営業等内数) 145. 収入_営業等 146. 収入_雑 147. 収入_先物取引 148. 収入_総合譲渡長期 149. 収入_他事(営業等内数) 150. 収入_肉用牛 151. 収入_農業 152. 収入_配当(一般外貨) 153. 収入_配当(一般外貨建) 154. 収入_配当(控除無分) 155. 収入_配当(私募証券) 156. 収入_配当(少額配当分) 157. 収入_配当(配当控除適用分) 158. 収入_配当(配当控除適用無分) 159. 収入_分離事業 160. 収入_分離事業雑 161. 収入_分離上場株式 162. 収入_分離上場配当 163. 収入_分離先物取引 164. 収入_分離長期(一般) 165. 収入_分離長期(居住) 166. 収入_分離長期(優良) 167. 収入_分離長期居住 168. 収入_分離長期優良 169. 収入_分離未公開株式 170. 収入_利子 171. 収納額 172. 収納額から延滞金 173. 収納額から収納額 174. 収納額から督促料 175. 収納区分 176. 収納日 177. 就退職区分 178. 就退職年月日 179. 住所(漢字) 180. 住所漢字 181. 住宅居住開始年月日 1 182. 住宅居住開始年月日 2 183. 住宅借入金等可能額(H21~) 184. 住宅借入金等年末残高1 185. 住宅借入金等年末残高2 186. 住宅借入金区分1 187. 住宅借入金区分2 188. 住宅借入金区分3 189. 住宅取得等可能額 190. 住宅取得等特別控除_計算値 191. 住宅取得等特別控除可能額 192. 住宅取得等特別控除計算値 193. 住宅用課税標準額 194. 住登外課税区分 195. 住民でなくなる事由 196. 住民でなくなる日 197. 住民となる判定 198. 充当科目コード 199. 充当科目詳細コード 200. 充当期割団体コード 201. 充当算定団体コード 202. 充当団体内外区分 203. 充当調定年度 204. 充当通知書番号 205. 充当年度分 206. 充当論理期別 207. 重要度 208. 純損失の金額 209. 処分コード 210. 処分延滞 211. 処分区分 212. 処分取消区分 213. 処分取消日 214. 処分取消理由 215. 処分調定 216. 処分督促 217. 処分日 218. 処分理由 219. 処理コード 220. 所得_分離事業雑 221. 所得_営業(営業等内数) 222. 所得_営業等 223. 所得_給与 224. 所得_漁業(営業等内数) 225. 所得_公的年金 226. 所得_雑 227. 所得_譲渡一時 228. 所得_総合譲渡長期 229. 所得_総合譲渡長期(2分の1前) 230. 所得_総合短期 231. 所得_他事(営業等内数) 232. 所得_退職 233. 所得_特控後_長期一般 234. 所得_特控後_長期優良 235. 所得_特控後_未公開株式 236. 所得_肉用牛 237. 所得_肉用牛(免外売却価格) 238. 所得_肉用牛(免税) 239. 所得_農業 240. 所得_配当(一般外貨建等証券) 241. 所得_配当(私募) 242. 所得_配当(少額) 243. 所得_配当(配当控除適用分) 244. 所得_配当(配当控除適用無分) 245. 所得_分離上場株式 246. 所得_分離上場配当 247. 所得_分離先物取引 248. 所得_分離短期 249. 所得_分離短期軽減 250. 所得_分離長期(居住) 251. 所得_分離長期(優良) 252. 所得_分離長期一般 253. 所得_分離未公開株式 254. 所得_控除合計 255. 所得_控除合計 256. 所得_税_その他税額控除 257. 所得_税_外国税額控除 258. 所得_税_控除_生保 259. 所得_税_控除_生命保険料 260. 所得_税_控除_損害保険料 261. 所得_税_控除_配偶者特別 262. 所得_税_合計所得 263. 所得_税_住宅ローン控除 264. 所得_税_所得控除計 265. 所得_税_所得税額 266. 照会区分 267. 障害者区分 268. 上場配当繰越損失 269. 場所 270. 譲渡割額 271. 職員番号 272. 新生命保険_個人年金支払額 273. 新生命保険_支払額 274. 申告区分 275. 申告書作成区分 276. 申告日時 277. 震災関連寄附金(限度額80%の分) 278. 人格区分 279. 世帯番号 280. 世帯番号 281. 性別 282. 整理番号 283. 生活保護区分 284. 生年月日 285. 生保開始日 286. 生保終了日 287. 生命保険_介護医療支払額 288. 生命保険_個人年金支払額 289. 生命保険_支払額 290. 青色申告区分 291. 税務署連絡区分 292. 先物取引繰越控除 293. 専給区分 294. 専従者_配偶者 295. 専従者_控除_その他 296. 専従者_控除_配偶者 297. 前職分給与 298. 前々年の変動所得 299. 前納報奨金 300. 総所得金額 301. 送金予定日 302. 続柄コード1 303. 続柄コード2 304. 続柄コード3 305. 続柄名 306. 損益_経常所得 307. 損益_分離長期居住 308. 損益_分離長期優良 309. 損害保険_地震支払額 310. 損害保険_長期支払額 311. 滞納管理1 312. 滞納管理2 313. 滞納区分 314. 退職_勤続年数 315. 退職_所得税用退職所得 316. 退職_退職収入 317. 退職_退職収入(現年課税分) 318. 退職_特定役員区分 319. 担当氏名 320. 担当者宛名番号 321. 端末番号 322. 団体内外区分 323. 帳票コード1 324. 帳票コード2 325. 徴収区分 326. 町名 327. 調査コード 328. 調定年度 329. 長期(居住特例)の繰越損失 330. 通知書番号 331. 定率控除額 332. 店舗コード 333. 転出確定区分 334. 転送区分 335. 転送先コード 336. 転送日 337. 特徴開始期別 338. 特徴開始月 339. 特徴状態 340. 特定寄附金 341. 特定震災指定寄附金(税額控除適用分) 342. 特別控除_一時 343. 特別控除_山林 344. 特別控除_上場株式 345. 特別控除_総合譲渡 346. 特別控除_短期軽減 347. 特別控除_長期(一般) 348. 特別控除_長期(優良) 349. 特別控除_長期一般 350. 特別控除_長期優良 351. 特別控除_未公開株式 352. 特別徴収義務者コード 353. 特別徴収制度コード 354. 特例摘要条文短期 355. 特例摘要条文予備 356. 督促手数料 357. 督促料から延滞金 358. 督促料から収納額 359. 督促料から督促料 360. 内容区分 361. 日赤支部 362. 入金予定額 363. 入力区分 364. 入力時刻 365. 入力日 366. 入力連番 367. 入力連番内連番 368. 認定NPO寄附金(税額控除適用分) 369. 年金コード 370. 年金収入 371. 年金所得 372. 年金保険者用整理番号1 373. 年金保険者用整理番号2 374. 年少扶養人数 375. 年調区分 376. 年度 377. 年度分 378. 納税者番号 379. 納組コード 380. 納組開始日 381. 納組終了日 382. 納付方法 383. 配偶者所得 384. 配偶者特別控除 385. 配当割額 386. 配当譲渡割の控除額(市町村) 387. 発送管理2 388. 発送管理3 389. 発送管理6 390. 発送管理7 391. パッチ連番 392. 発送区分 393. 班コード 394. 番号 395. パンチ氏名カナ 396. パンチ生年月日 397. 番地 398. 非課税所得金額 1 399. 非課税所得区分 1 400. 不履行 401. 扶養_一般 402. 扶養_障害(その他) 403. 扶養_障害(特別合計) 404. 扶養_障害(特別同居) 405. 扶養_同居老親 406. 扶養_特定 407. 扶養_年少 408. 扶養_老人合計 409. 扶養_老人同居 410. 扶養者宛名番号 411. 普徴減免開始日 412. 賦課所在地コード 413. 払込時刻 414. 払込日 415. 併徴先判定区分 416. 平均課税(前々年変動所得) 417. 平均課税(前年の変動所得) 418. 平均課税(臨時所得) 419. 捕捉年度 420. 方書 421. 訪問内容 422. 本人_その他障害 423. 本人_寡夫 424. 本人_寡婦 425. 本人_勤労学生 426. 本人_特別障害 427. 本人_夫あり 428. 本人_未成年 429. 本人_老年者 430. 本部コード 431. 免外計 432. 面談者 433. 郵便番号BC 434. 予実結果 435. 予実時刻 436. 予実日 437. 予備1 438. 予備2 439. 予備4 440. 翌年申告作成区分 441. 履歴 442. 履歴連番 443. レコード区分 444. レコード番号 445. 領収日 446. 論理期別 447. OCRID

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・書面様式は本人に関する必要な情報のみを記載するようにチェックを行う。 ・システムに登録する際に、対象者が四国中央市にて課税できる対象かどうかをチェックし、該当しないものについては他地方公共団体へ転送する等の対処を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
1. 申告提出等における個人番号カードや身分証明書等による本人確認を徹底する。 2. 代理人の場合は、委任関係や親族関係の確認を徹底する。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・宛名システムでは権限の管理を行っており、番号制度の事務実施者以外は個人番号を参照できないように制御をおこなっている。 ・事務で使用するその他のシステムでは賦課決定後の課税情報ファイルにのみアクセスできるようにしており、当初資料情報へはアクセスできないように制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システムを利用する必要がある職員等のIDについて操作権限を割り当て、IDとともにパスワードによる認証を行っている。
その他の措置の内容	検索履歴等の記録及び管理
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
画面コピーの利用は、必要最小限に留め、取扱いに注意する。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供先の限定 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・情報が不要となったときまたは要請があったときに情報の返還または消去などの必要な措置を講じる ・個人情報の取扱いについてチェックを行った上で契約満了時に報告をする ・必要に応じて、当市が委託先の視察・監査を行うことができる ・再委託の原則禁止 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	原則再委託は禁止であるが再委託を許可した場合、再委託先に対し委託先が責任を持って委託先と同様の安全措置を義務付けるように指導する。	
その他の措置の内容	なし	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
情報セキュリティの管理及び規定の順守や過去の実績における信頼性の高い業者へ委託することを選定の条件とする。		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	使用部署からデータ利用申請を提出させ、事務担当部署がその法的根拠等を判断し、承認したもののみ移転を許可することを定めている。	
その他の措置の内容	ID及びパスワードにより権限が与えられた者のみが利用できる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
庁内連携システムでは業務で保有する情報を全て連携することはできず、番号法及び個人情報保護条例に基づき認められる情報のみしか提供及び移転ができないような仕組みを構築している。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	各システムにおいて、権限を有する職員のみにはしか操作権限がない設定となっている。また、操作履歴は記録されており、実施者及び操作内容について把握している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><個人住民税システムにおける措置> (1)個人住民税システム、宛名システムのソフトウェアにおける措置・特定個人情報の提供は、原則、各システム間の自動連携に限定しているため、職員が意図的に不正な提供を行うことを防止する。</p> <p><中間サーバーにおける措置> 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<その他の措置>・番号法によって認められている機関、番号法によって認められている理由を職員による検査にて判断し、提供する。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応する。中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応する。</p>			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容			
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を保管するサーバー設置場所には、入退室管理を行う。 ・特定個人情報を保管したPCは、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、パスワード付きクリーンサーバーを利用する。 ・特定個人情報を保管した媒体の運用ルールを定め、遵守する。 ・特定個人情報を保管するサーバーは定期保守を実施することで情報の毀損等への対策を図り、定期保守を実施する際には、事業者による漏えい等を防ぐため、秘密保持契約や情報を消去した状態にする等の対策を実施する。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

事務上における措置・紙ベース資料、端末機器、記憶媒体の保管・廃棄等の管理を徹底する。業務の中で発生した保管の必要のない個人情報関係書類は保有せずにシュレッダーにより消去し、保管期間が切れた資料等はすみやかに廃棄する。また、業務システムの運用における措置・個人情報保護条例のほか、保有する情報資産を保護するための対策方針として「情報セキュリティポリシー」を策定しており、情報の漏洩や紛失、盗難あるいはネットワークへの不正侵入等の脅威から、情報資産を守るための対策を講じる。

8. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

9. 従業員に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発 [十分に行っている] <選択肢>
1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている
3) 十分に行っていない

具体的な方法

- ・職員に対しては、特定個人情報保護の取扱いに関するセキュリティ研修を実施する。
- ・委託事業者に対しては、秘密保持契約を締結し、その中で個人情報保護に関する研修を義務付ける。
- ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施する。

10. その他のリスク対策

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	四国中央市総務部総務調整課 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-28-6002
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示等の請求
③法令による特別の手続	なし
④個人情報ファイル簿への不記載等	なし
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	四国中央市財務部税務課 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-28-6009
②対応方法	問合わせ内容を正確に聴取し、状況に応じた対応を行う。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年9月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	なし
②実施日・期間	なし
③主な意見の内容	なし
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	なし
②方法	なし
③結果	なし

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年2月13日	I-2-システム2-②	(追加)	6. 地方税法第294条第3項通知	事後	
平成30年2月13日	I-2-システム2-③	[○]税務システム	[]税務システム	事後	
平成30年2月13日	I-2-システム3-③	[○]税務システム	[]税務システム	事後	
平成30年2月13日	I-4法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第16項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	番号法第9条第1項及び別表第1 16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	
平成30年2月13日	I-5-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第1項・第2項・第3項・第4項・第6項・第8項・第9項・第11項・第16項・第18項・第23項・第26項・第27項・第28項・第29項・第31項・第34項・第35項・第37項・第39項・第40項・第42項・第48項・第54項・第57項・第58項・第59項・第61項・第62項・第63項・第64項・第65項・第66項・第67項・第70項・第71項・第74項・第80項・第84項・第87項・第91項・第92項・第94項・第97項・第101項・第102項・第103項・第106項・第107項・第108項・第113項・第114項・第116項・第117項・第120項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	番号法第19条第7号 (特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第2省令」という。)における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 (別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) (別表第2省令における情報照会の根拠) 第20条	事後	

平成30年2月13日	I-6-①部署	総務部税務課市民税係	財務部 税務課	事後	
平成30年2月13日	I-6-②所属長	税務課長 宝利 良樹	税務課長 鈴木 一好	事後	
平成30年2月13日	II-2-④-その妥当性	技術的事項: 正確な賦課実施のためのエラーコードを保有	その他識別情報(内部番号): 対象者への通知及び通知内容の確認・問合せのための番号	事後	
平成30年2月13日	II-2-⑥事務担当部署	総務部税務課	財務部 税務課	事後	
平成30年2月13日	II-3-②入手方法	[]情報提供ネットワークシステム	[○]情報提供ネットワークシステム	事後	
平成30年2月13日	II-3-④使用部署	総務部税務課	財務部 税務課	事後	
平成30年2月13日	II-4-委託事項1-③	アビリティセンター株式会社	テルウェル西日本株式会社四国支店	事後	
平成30年2月13日	II-4-委託事項3-③	株式会社富士通四国インフォテック	株式会社TKC	事後	
平成30年2月13日	II-5-提供先3-⑥	[]国税連携システム	[○]国税連携システム	事後	
平成30年2月13日	II-5-提供先4-⑦	年次(5月)、毎月1回(随時)	年次(5月)、変更分毎月1回	事後	
平成30年2月13日	II-5-移転先1-⑦	毎月1回(随時)	随時	事後	
平成30年2月13日	IV-2-①連絡先	四国中央市総務部税務課個人住民税係 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-28-6009	四国中央市財務部税務課 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-28-6009	事後	
令和2年4月30日	I-6-②所属長	税務課長 鈴木 一好	課長	事後	
令和2年4月30日	III-8監査の有無	○自己点検	○外部監査	事後	
令和2年4月30日	IV-1-①連絡先	四国中央市総務部総務課 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-28-6002	四国中央市総務部総務調整課 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-28-6002	事後	
令和2年4月30日	V-1-①実施日	平成30年2月13日	令和2年4月30日	事後	

令和3年9月1日	I-5-②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2 （別表第2における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、 第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項） （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第2省令」という。）における情報提供の根拠） 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 （別表第2における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、 第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの（27の項） （別表第2省令における情報照会の根拠） 第20条</p>	<p>番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2 （別表第2における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、 第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項） （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第2省令」という。）における情報提供の根拠） 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 （別表第2における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、 第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの（27の項） （別表第2省令における情報照会の根拠） 第20条</p>	事後	
令和3年9月1日	II-4-委託事項1-③	テルウェル西日本株式会社四国支店	株式会社フロントエンド	事後	
令和3年9月1日	II-4-委託事項3-③	株式会社TKC	株式会社インテック	事後	
令和3年9月1日	II-5-提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている(59)件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている(14)件	<input type="checkbox"/> 提供を行っている(63)件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている(15)件	事後	
令和3年9月1日	II-5-提供先1-①	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月1日	II-5-提供先3-①	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	

令和3年9月1日	Ⅲ－8監査の有無	外部監査	内部監査	事後	
令和3年9月1日	V－1－①実施日	令和2年4月30日	令和3年9月1日	事後	
令和3年9月1日	別紙1	番号法第19条第7号 別表第二に定める事務	番号法第19条第8号 別表第二に定める事務	事後	
令和3年9月1日	別紙1	提供先:厚生労働大臣 法令上の根拠:番号法別表第二第五十三項 提供先における用途:戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	提供先:市長村長 法令上の根拠:番号法別表第二第五十三項 提供先における用途:知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和3年9月1日	別紙1		No.59をNo.60とし、No.11からNo.59までを1ずつ繰り下げる	事後	
令和3年9月1日	別紙1	(追加)	No.11 提供先:市長村長 法令上の根拠:番号法別表第二第二十項 提供先における用途:身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和3年9月1日	別紙2		No.12をNo.15とし、No.4からNo.11までを3ずつ繰り下げる No.3をNo.5とし、No.2をNo.4とする	事後	
令和3年9月1日	別紙2	(追加)	No.2 別表第1の項番:10 個人番号利用事務:予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 担当課:保健推進課	事後	

令和3年9月1日	別紙2	(追加)	No.3 別表第1の項番:12 個人番号利用事務:身体障害者福祉法による 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入 所等の措置又は費用の徴収に関する事務で あつて主務省令で定めるもの 担当課:生活福祉課	事後	
令和3年9月1日	別紙2	(追加)	No.6 別表第1の項番:34 個人番号利用事務:知的障害者福祉法(昭和三 十五年法律第三十七号)による障害福祉サービ ス、障害者支援施設等への入所等の措置又は 費用の徴収に関する事務であつて主務省令で 定めるもの 担当課:生活福祉課	事後	